

第74回 税理士試験

〔 事業税 〕

解答・解説レジュメ

第74回 税理士試験 事業税

Z-74-J [第一問] 解答

問1(1)

1. 条例による延長 [3]

道府県知事は、災害その他やむを得ない理由により、地方税法又は条例に定める申告等の期限までに申告等することができないと認めるときは、その道府県の条例の定めるところにより、その期限を延長することができる。ただし、その延長された期限と中間申告納付の期限とが同一となる場合には、中間申告納付をすることを要しない。

2. 災害等による延長 [3]

確定申告納付すべき法人が、災害その他やむを得ない理由(次の3.の理由を除く。)により決算が確定しないため、各事業年度の所得割等又は収入割等を各事業年度終了の日から2月以内に申告納付することができない場合には、事務所又は事業所(以下「事務所等」という。)所在地の道府県知事(2以上の道府県において事務所等を設けて事業を行う法人は、主たる事務所等所在地の道府県知事。以下同じ。)の承認を受け、その指定した日までに申告納付することができる。

3. 会計監査等による延長 [3]

確定申告納付すべき法人が、定款等の定めにより又は特別の事情により、その事業年度以後の各事業年度終了の日から2月以内に決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合には、事務所等所在地の道府県知事の承認を受け、その事業年度以後の各事業年度の所得割等又は収入割を各事業年度終了の日から4月以内(次に掲げる場合にはそれぞれに定める期間内)に申告納付することができる。

① 会計監査人を置いている場合で、かつ、定款等の定めによりその事業年度以後の各事業年度終了の日から4月以内に決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合(下記②に掲げる場合を除く。)

……その定めの内容を勘案し4月を超え6月を超えない範囲内において道府県知事が指定する月数の期間内

② 特別の事情があることによりその事業年度以後の各事業年度終了の日から4月以内に決算についての定時総会が招集されない常況にあることその他やむを得ない事情があると認められる場合

……道府県知事が指定する4月を超える月数の期間内

4. 会計監査等による延長適用法人が災害等で決算が確定しない場合

(1) その事業年度につき災害等が発生した場合 [3]

上記3.の適用を受けている法人が、その事業年度(次の(2)の適用がある事業年度を除く。)につき災害その他やむを得ない理由により決算が確定しないため、上記3.の期限までに申告納付することができないと認められる場合には、上記2.の規定を準用する。

(2) その事業年度終了の日から2月以内に災害等が発生した場合 [3]

上記3.の適用を受けている法人が、その事業年度終了の日から2月を経過した日前に災害その他やむを得ない理由が生じた場合には、その事業年度に限り、上記3.の適用がないものとみなして、上記1.及び2.の規定を適用することができる。

5. 申請の却下及び承認 [1]

(1) 申請却下

道府県知事は、申請書の提出があった場合において、その申請理由が相当でないと認めるときは、その申請を却下することができる。

(2) 通知

道府県知事は、申請書の提出があった場合において、提出期限の延長又は却下の処分をするときは、その申請をした法人に対し、書面によりその旨を通知する。

(3) みなし承認

申請書の提出があった場合において、次のそれぞれの期限までに提出期限の延長又は却下の処分がなかったときは、その申請に係る指定を受けようとする日を承認を受けた指定日として提出期限の延長がされたものとみなす。

① 上記2.、4.(2)の場合……事業年度終了の日から2月以内

② 上記3.の場合……事業年度終了の日から15日以内

- ③ 上記4.(1)の場合………上記3.の申告書の提出期限まで

問1(2)

1. 地方税関係手続用電子情報処理組織による申告の特例 7

(1) 内容

特定法人である内国法人は、確定申告納付等又は修正申告納付の規定により、申告書又は修正申告書(以下、「納税申告書」という。)により行うこととされ又は納税申告書に添付すべきものとされている書類(以下、「添付書類」という。)を添付して行うこととされている法人事業税の申告については、納税申告書に記載すべきものとされている事項(以下、「申告書記載事項」という。)又は添付書類に記載すべきものとされ、若しくは記載されている事項(以下、「添付書類記載事項」という。)を、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(以下、「機構」という。)を経由して行う方法により事務所又は事業所所在地の道府県知事に提供することにより、行わなければならない。

ただし、当該申告のうち添付書類に係る部分については、添付書類記載事項を記録した一定の媒体を事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出する方法により、行うことができる。

(2) 特定法人とは次に掲げる法人をいう。

- ① 納税申告書に係る事業年度開始の日現在における資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人
- ② 保険業法に規定する相互会社
- ③ 投資法人
- ④ 特定目的会社

(3) 上記(1)の規定により行われた申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により又はこれに添付書類記載事項が記載された添付書類を添付して行われたものとみなして、地方税法その他一定の法令の規定を適用する。

(4) 上記(1)の規定により行われた申告は、申告書記載事項が機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に道府県知事に到達したものとみなす

2. 地方税関係手続用電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例 7

(1) 内容

上記1.の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用すること(以下、「電子申告」という。)が困難であると認められる場合で、かつ、電子申告をしないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、電子申告をしないで納税申告書を提出することについて事務所又は事業所所在地の道府県知事の承認を受けたときは、道府県知事が指定する期間内に行う申告については上記1.の規定は適用しない。

法人税法の規定により申請書を納税地の所轄税務署長に提出した上記1.の内国法人が、法人税において承認を受け、又は却下の処分を受けていない旨を記載した一定の書類を、納税申告書の提出期限の前日までに又は納税申告書に添付して提出期限までに、事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出した場合におけるその税務署長が指定する期間内に行う申告についても同様とする。

(2) 申請手続

上記(1)の前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、指定を受けようとする期間その他一定の事項を記載した申請書に所定の書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出しなければならない。

(3) 申請の却下

道府県知事は、申請書の提出があつた場合において、その申請に係る同項の事情が相当でないと認めるときは、その申請を却下することができる。

(4) 通知

道府県知事は、申請書の提出があつた場合において、その申請につき承認又は却下の処分をするときは、その申請をした内国法人に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

(5) みなし承認

申請書の提出があつた場合において、申請書に記載した指定を受けようとする期間の開始の日までに承認又は却下の処分がなかつたときは、その日においてその承認があつたものと、その期間を指定があつたものと、それぞれ

みなす。

(6) 承認の取り消し

道府県知事は、上記(1)の適用を受けている内国法人につき、電子申告をすることが困難でなくなったと認める場合には、その承認を取り消すことができる。

また道府県知事は、その処分をするときは、その処分に係る内国法人に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

(7) 取りやめ

上記(1)の適用を受けている内国法人は、その申告につき適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他一定の事項を記載した届出書を事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出しなければならない。

(8) 上記(1)前段の適用を受けている内国法人につき、取り消しの処分又は取りやめの届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の上記(1)の前段の期間内に行う上記1.の申告については、上記(1)の前段の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たにその承認を受けたときは、この限りでない。

(9) 上記(1)後段の適用を受けている内国法人につき、取りやめの届出書の提出又は法人税法に係る一定の処分があつたときは、これらの届出書の提出又は処分があつた日の翌日以後の上記(1)後段の期間内に行う上記1.の申告については、上記(1)後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに上記(1)後段の書類を提出したときは、この限りでない。

問2

1. 概要 **5**

(1) 甲社は食料品の製造業を行っており、事業年度終了の日における資本金の額が1億円を超えていることから外形対象法人に該当する。したがって、付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額により法人事業税が課される。また付加価値割の課税標準は各事業年度の付加価値額による。

(2) 甲社の各事業年度の付加価値額の計算において注意すべきは、次の点となる

① 派遣労働契約に基づき労働派遣を受けていることから甲社の支払派遣料の75%相当額を甲社の報酬給与額に加算する。

② 甲社は、N国に恒久的施設を有していることから、特定内国法人に該当するため、次の算式により計算した金額を法施行地外の事業に帰属する付加価値額とみなして、付加価値額の総額から当該金額を控除することにより課税標準である付加価値額が計算されることになる

$$\frac{\text{付加価値額の総額} \times \text{外国の事務所等の従業者の数(a)}}{\text{国内の従業者の数} + (a)}$$

(3) 甲社は2以上の道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行っていることから分割法人に該当し、課税標準額の総額を一定の分割基準により関係道府県に分割し納税額を算定することになる。甲社は食料品の製造業を行っていることから、適用される分割基準は原則として事業年度終了の日における事務所又は事業所の従業者の数によるが、注意すべき点は次の点となる。

① M県の支店は、期中新設されているため、次の処理をした数値を分割基準の数値とみなす。

$$\frac{\text{事業年度終了の日} - \text{新設された日からその事業年度終了の日までの月数}}{\text{現在の従業者の数} \times \text{その事業年度の月数}}$$

② M県の工場については、資本金の額又は出資金の額が1億円以上の製造業を行う法人の工場である事業所等に該当するため、その数値にその数値(奇数の場合には、その数値に1を加えた数値)の2分の1に相当する数値を加えた数値による。

(4) 上記1(3)の分割課税標準に税率を乗ずることにより関係道府県ごとに事業税額を算定することとなるが注意すべき点は次のとおりである。

① 付加価値割額の標準税率……100分の1.2

② 付加価値割の制限税率……M県の知事は、上記①の標準税率に1.2を乗じて得た率を超える税率で課することができない

2. 各事業年度の付加価値額 **6**

各事業年度の付加価値額は、各事業年度の収益配分額(報酬給与額、純支払利子及び純支払賃借料の合計額をいう。)と各事業年度の単年度損益との合計額による。

(1) 報酬給与額

① 原則

各事業年度の報酬給与額は、次の金額（法人税の所得の計算上政令で定める一定のものを除き、損金の額に算入されるものに限る。）の合計額による。

イ 法人が各事業年度においてその役員又は使用人に対する報酬、給料、賃金、賞与、退職手当その他これらの性質を有する給与として支出する金額の合計額

ロ 法人が各事業年度においてその役員又は使用人のために支出する確定給付企業年金の掛金等の合計額

② 労働者派遣契約に基づき労働者派遣の役務の提供を受けた法人

$$\left[\begin{array}{l} \text{上記①イ及び} \\ \text{ロの合計額} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{労働者派遣の役務の提供の対価として} \\ \text{その労働者派遣をした者に支払う金額} \end{array} \right] \times \frac{75}{100}$$

③ 労働者派遣契約に基づき労働者派遣をした法人

$$\left[\begin{array}{l} \text{上記①イ及び} \\ \text{ロの合計額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{労働者派遣の対価としてその労働者派遣の役務} \\ \text{の提供を受けた者から支払を受ける金額} \end{array} \right] \times \frac{75}{100}$$

(注) 派遣労働者に係る上記①イ及びロの合計額を限度とする。 (注)

(2) 純支払利子

各事業年度の純支払利子は、各事業年度の支払利子の額の合計額からその合計額を限度として各事業年度の受取利子の額の合計額を控除した金額による。

(注1) 法人税の所得の計算上政令で定める一定のものを除き、損金の額又は益金の額に算入されるものに限る。

(注2) 利子には、手形の割引料その他経済的な性質が利子に準ずるものを含む。

(3) 純支払賃借料

各事業年度の純支払賃借料は、各事業年度の支払賃借料の合計額からその合計額を限度として各事業年度の受取賃借料の合計額を控除した金額による。

(注1) 法人税の所得の計算上政令で定める一定のものを除き、損金の額又は益金の額に算入されるものに限る。

(注2) 支払賃借料とは、法人が各事業年度において土地又は家屋の賃借権その他の土地又は家屋の使用又は収益を目的とする権利で、その存続期間が1月以上であるもの（以下「賃借権等」という。）の対価として支払う金額をいう。

(注3) 受取賃借料とは、法人が各事業年度において賃借権等の対価として支払を受ける金額をいう。

(4) 単年度損益

① 内容

各事業年度の単年度損益は、各事業年度の益金の額から損金の額を控除した金額によるものとし、地方税法又は政令で特別の定めをする場合を除くほか、その各事業年度の法人税の課税標準である所得の計算の例によって算定する。

② 法人税の計算の例によらない項目

イ 青色欠損金及び災害損失金の繰越控除

法人税では、青色欠損金又は災害損失金を各事業年度の損金の額に算入するが、単年度損益の計算では、その例によらない。

ロ 所得税額等の損金不算入

法人税では、法人が納付した所得税額及び復興特別所得税額を損金の額に算入するか、損金の額に算入せず税額控除するかは法人の任意としているが、単年度損益の計算では、すべて損金の額に算入しない。

ハ 寄附金の損金算入限度額の調整

単年度損益の計算では、法人税の寄附金の損金算入限度額をそのまま用いる。

(5) 雇用安定控除

その事業年度の収益配分額のうちにその事業年度の報酬給与額の占める割合が100分の70を超える法人の付加価値割の課税標準の算定は、その事業年度の付加価値額から雇用安定控除額を控除する。

(注) 雇用安定控除額 = $\left[\begin{array}{l} \text{その事業年度の} \\ \text{報酬給与額} \end{array} \right] - \text{その事業年度の収益配分額} \times \frac{70}{100}$

3. 特定内国法人 ③

(1) 原則

特定内国法人の事業の付加価値額の総額から法施行地外の事業に帰属する付加価値額を控除して得た額とする。

(2) 例外

法施行地外の事業に帰属する付加価値額、の計算が困難であるときは、次の算式により計算した金額をもって、その特定内国法人の法施行地外の事業に帰属する付加価値額とみなす。

$$\frac{\text{付加価値額の総額} \times \text{外国の事務所等の従業者の数 (a)}}{\text{国内の事務所等の従業者の数} + (a)}$$

4. 分割基準 ③

(1) 種類

食料品の製造業においては課税標準額の総額を事務所又は事業所の従業者の数によりあん分する。

(2) 従業者の数

① 原則

事業年度終了の日現在の数値による。ただし、資本金の額又は出資金の額が1億円以上の製造業を行う法人の工場である事業所等については、その数値にその数値(奇数の場合には、その数値に1を加えた数値)の2分の1に相当する数値を加えた数値による。

② 例外

次の事業所等については、それぞれの数を分割基準とする従業者の数とみなす。

イ 事業年度中途に新設された事業所等

$$\frac{\text{事業年度終了の日}}{\text{現在の従業者の数}} \times \frac{\text{新設された日からその事業年度終了の日までの月数}}{\text{その事業年度の月数}}$$

ロ 事業年度中途に廃止された事業所等

$$\frac{\text{廃止の日の属する月の直前の月の末日現在の従業者の数}}{\text{その事業年度に属する各月の末日現在の従業者の数を合計した数}} \times \frac{\text{その事業所等が所在していた月数}}{\text{その事業年度の月数}}$$

ハ その事業年度に属する各月の末日現在の従業者の数のうち、最大であるものの数値が最小であるものの数値の2倍を超える事業所等

$$\frac{\text{その事業年度に属する各月の末日現在の従業者の数を合計した数}}{\text{その事業年度の月数}}$$

5. 税率 ③

(1) 標準税率の意義

標準税率とは、地方団体が課税する場合に通常よるべき税率で、その財政上の特別の必要があると認める場合には、これによることを要しない税率をいう。

(2) 標準税率

付加価値額……………100分の1.2

(3) 制限税率

道府県は、標準税率を超える税率で事業税を課する場合には、上記(2)の標準税率に1.2を乗じて得た率を超える税率で課することができない。

Z-74-J [第二問] 解 答

問 1

○計算過程

(配点-25点-)

1. 判定

A社は事業年度終了の日における資本金の額が1億円を超えており、小売電気事業を行っているため収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額が課されることになる。

2. 課税標準額の算定

(1) 収入金額

① 収入すべき金額

電力販売収入	9,607,400,000円
地代家賃	20,300,000円
受取利息	71,500,000円
固定資産売却収入	450,000,000円
損害賠償収入	20,000,000円
有価証券売却収入	107,000,000円
合計	10,276,200,000円

② 控除すべき金額

社宅貸付料等	5,300,000円	□
受取利息	71,500,000円	
固定資産売却収入	450,000,000円	□
損害賠償収入	20,000,000円	□
他社購入電力料	3,458,664,000円	□
接続供給託送料	2,882,220,000円	□
有価証券売却収入	107,000,000円	□
合計	6,994,684,000円	

③ 課税標準となる収入金額 (千円未満切捨)

①-②=3,281,516,000円

(2) 所得

① 法人税別表四合計欄の額		925,215,000円
② 加算欄		
損金の額に算入した所得税額等	10,950,225円	10,950,225円
合計		936,165,225円 □

(3) 付加価値額

① 収益配分額

イ 報酬給与額

(イ) 給与等	$580,000,000円 - 20,000,000円 + 423,000,000円 + 363,000,000円 = 1,346,000,000円$
(ロ) 年金等	$52,629,000円 + 39,298,000円 + 31,523,000円 = 123,450,000円$
(ハ) 支払派遣料	$42,562,000円 \times 75\% = 31,921,500円$
(ニ) 合計	1,501,371,500円 □

ロ 純支払利子

(イ) 支払利子	$350,000,000円 + 151,800,000円 + 105,200,000円 = 607,000,000円$
(ロ) 受取利子	$30,000,000円 + 10,000,000円 + 25,000,000円 + 5,000,000円 + 1,500,000円 = 71,500,000円$
(ハ) (イ) - (ロ)	$= 535,500,000円$ □

ハ 純支払賃借料

(イ) 支払賃借料 $23,000,000円 + 8,400,000円 + 15,000,000円 = 46,400,000円$

(ロ) 受取賃借料 $15,000,000円 - 3,000,000円 + 5,300,000円 = 17,300,000円$

(ハ) (イ) - (ロ) = 29,100,000円 [1]

ニ イ + ロ + ハ = 2,065,971,500円

② 単年度損益 936,165,225円 [1]

③ 雇用安定控除

イ 判定

(イ) $\frac{1,501,371,500円}{2,065,971,500円} = 72.6\% \rightarrow 73\% > \frac{70}{100} \therefore \text{適用あり [1]}$

ロ 控除額

$1,501,371,500円 - 2,065,971,500円 \times 70\% = 55,191,450円$

④ 付加価値額 (千円未満切捨)

$2,065,971,500円 + 936,165,225円 - 55,191,450円 = 2,946,945,275円 \rightarrow 2,946,945,000円 [1]$

(4) 資本金等の額

① 期末資本金等の額 $470,000,000円 + 40,000,000円 = 510,000,000円$

② 資本金の額及び資本準備金の額の合計

$480,000,000円 + 20,000,000円 = 500,000,000円$

③ ① \geq ② $\therefore 510,000,000円 [1]$

3. 課税標準の区分 (それぞれ千円未満切捨)

① 収入金額

イ 事業所等の数

$3,281,516,000円 \times \frac{1}{2} = 1,640,758,000円$

ロ 従業者の数

上記イと同じ

② 付加価値額

イ 事業所等の数

$2,946,945,000円 \times \frac{1}{2} = 1,473,472,500円 \rightarrow 1,473,472,000円$

ロ 従業者の数

上記イと同じ

③ 資本金等の額

イ 事業所等の数

$510,000,000円 \times \frac{1}{2} = 255,000,000円$

ロ 従業者の数

上記イと同じ

4. 分割基準

① 事業所等の数

X県 本社 $1 \times 12 = 12$

a. $1 \times 10 = 10 [1]$

b. $1 \times 3 = 3 [1]$

25

Y県 $1 \times 12 = 12$

Z県 $1 \times 12 = 12$

X県 25

Y県 12

Z県 12

計 49 [1]

② 従業者の数

X県 本社 82人 1

a. $21人 \times 2 = 42人 < 51人 \quad \therefore$ 著しい変動に該当する。

$$\frac{21人 + 21人 + 46人 + 50人 + 50人 + 50人 + 50人 + 51人 + 49人}{12} = 36.5人 \rightarrow 37人 \quad \boxed{1}$$

b. $24人 \times \frac{4}{12} = 8人 \quad \boxed{1}$

Y県 32人

Z県 20人

X県 $82人 + 37人 + 8人 = 127人$

Y県 32人

Z県 20人

計 179人 1

5. 分割課税標準額 (それぞれ千円未満切捨)

(1) 収入金額

① 事業所等の数

イ X県 $1,640,758,000円 \times \frac{25}{49} = 837,121,428円 \rightarrow 837,121,000円$

ロ Y県 $1,640,758,000円 \times \frac{12}{49} = 401,818,285円 \rightarrow 401,818,000円$

ハ Z県 $1,640,758,000円 \times \frac{12}{49} = 401,818,285円 \rightarrow 401,818,000円$

② 従業者の数

イ X県 $1,640,758,000円 \times \frac{127人}{179人} = 1,164,113,217円 \rightarrow 1,164,113,000円$

ロ Y県 $1,640,758,000円 \times \frac{32人}{179人} = 293,319,865円 \rightarrow 293,319,000円$

ハ Z県 $1,640,758,000円 \times \frac{20人}{179人} = 183,324,916円 \rightarrow 183,324,000円$

③ 合計

イ X県 ①イ+②イ = 2,001,234,000円

ロ Y県 ①ロ+②ロ = 695,137,000円

ハ Z県 ①ハ+②ハ = 585,142,000円

(2) 付加価値額

① 事業所等の数

イ X県 $1,473,472,000円 \times \frac{25}{49} = 751,771,428円 \rightarrow 751,771,000円$

ロ Y県 $1,473,472,000円 \times \frac{12}{49} = 360,850,285円 \rightarrow 360,850,000円$

ハ Z県 $1,473,472,000円 \times \frac{12}{49} = 360,850,285円 \rightarrow 360,850,000円$

② 従業者の数

イ X県 $1,473,472,000円 \times \frac{127人}{179人} = 1,045,424,268円 \rightarrow 1,045,424,000円$

ロ Y県 $1,473,472,000円 \times \frac{32人}{179人} = 263,413,988円 \rightarrow 263,413,000円$

ハ Z県 $1,473,472,000円 \times \frac{20人}{179人} = 164,633,743円 \rightarrow 164,633,000円$

③ 合計

イ X県 ①イ+②イ = 1,797,195,000円

ロ Y県 ①ロ+②ロ = 624,263,000円

ハ Z県 ①ハ+②ハ = 525,483,000円

(3) 資本金等の額

① 事業所等の数

イ X県 $255,000,000円 \times \frac{25}{49} = 130,102,040円 \rightarrow 130,102,000円$

ロ Y県 $255,000,000円 \times \frac{12}{49} = 62,448,979円 \rightarrow 62,448,000円$

ハ Z県 $255,000,000円 \times \frac{12}{49} = 62,448,979円 \rightarrow 62,448,000円$

② 従業者の数

イ X県 $255,000,000円 \times \frac{127人}{179人} = 180,921,787円 \rightarrow 180,921,000円$

ロ Y県 $255,000,000円 \times \frac{32人}{179人} = 45,586,592円 \rightarrow 45,586,000円$

ハ Z県 $255,000,000円 \times \frac{20人}{179人} = 28,491,620円 \rightarrow 28,491,000円$

③ 合計

イ X県 ①イ+②イ = 311,023,000円

ロ Y県 ①ロ+②ロ = 108,034,000円

ハ Z県 ①ハ+②ハ = 90,939,000円

6. 事業税額の算定 (それぞれ百円未満切捨)

(1) X県

付加価値割

$1,797,195,000円 \times \frac{0.37}{100} = 6,649,621円 \rightarrow 6,649,600円$

資本割

$311,023,000円 \times \frac{0.15}{100} = 466,534円 \rightarrow 466,500円$

収入割

$2,001,234,000円 \times \frac{0.75}{100} = 15,009,255円 \rightarrow 15,009,200円$

合計 22,125,300円

(2) Y県

付加価値割

$624,263,000円 \times \frac{0.37}{100} \times 1.2 = 2,771,727円 \rightarrow 2,771,700円$

資本割

$108,034,000円 \times \frac{0.15}{100} \times 1.2 = 194,461円 \rightarrow 194,400円$

収入割

$695,137,000円 \times \frac{0.75}{100} \times 1.2 = 6,256,233円 \rightarrow 6,256,200円$

合計 9,222,300円

(3) Z県

付加価値割

$525,483,000円 \times \frac{0.37}{100} \times 1.2 = 2,333,144円 \rightarrow 2,333,100円$

資本割

$90,939,000円 \times \frac{0.15}{100} \times 1.2 = 163,690円 \rightarrow 163,600円$

収入割

$585,142,000円 \times \frac{0.75}{100} \times 1.2 = 5,266,278円 \rightarrow 5,266,200円$

合計 7,762,900円

○各県に納付すべき事業税額

X県	22,125,300円 [1]
Y県	9,222,300円 [1]
Z県	7,762,900円 [1]

問2

○計算過程

(予想配点-15点-)

1. 課税客体の判定

- (1) 農業は、第1種事業、第2種事業及び第3種事業に該当しないため、個人事業税は課税されない。 [1]
- (2) 物品販売業は第1種事業に該当する。
- (3) 飲食店業は第1種事業に該当する。
- (4) コンサルタント業は第3種事業に該当する。 [1]
- (5) 駐車場業は駐車台数10台以上青空駐車場であるため、第1種事業である駐車場業に該当する。 [1]

2. 課税標準額の算定

(1) 事業所得の金額

① 物品販売業 (第1種事業)

(注)

$$49,774,100円 - 24,208,300円 - 1,728,000円 = 23,837,800円 \quad [1]$$

② 飲食店業 (第1種事業)

(注)

$$26,810,400円 - 27,578,500円 - 863,000円 = \Delta 1,631,100円 \quad [1]$$

③ コンサルタント業 (第3種事業)

$$7,613,600円 - 2,126,800円 = 5,486,800円 \quad [1]$$

④ 合計 27,693,500円

(注) 青色事業専従者の判定

イ. 乙野花子(妻)、乙野梅子(次女)は、その年を通じて6月を超える期間、その事業にもっぱら従事する者に該当し、届出書記載の範囲内の給与は必要な経費に算入する。

ロ. 乙野桜子(長女)は、その年を通じて6月を超える期間、その事業にもっぱら従事する者に該当しない。 [1]

(2) 不動産所得

駐車場業 (第1種事業)

$$1,325,200円 - 561,000円 = 764,200円 \quad [1]$$

(3) 損益の合算

$$(1) + (2) = 28,457,700円$$

(4) 各種控除

損失の繰越控除 $3,720,000円 - 1,184,000円 = 2,536,000円 \quad [1]$

事業用資産の譲渡損失の控除 $201,100円 \quad [1]$

事業主控除 $2,900,000円 \times \frac{12}{12} = 2,900,000円 \quad [1]$
 $5,637,100円$

(5) 総所得金額 (千円未満切捨)

$$(3) - (4) = 22,820,600円 \rightarrow 22,820,000円 \quad [1]$$

(6) 各事業の所得の金額 (それぞれ千円未満切捨)

第1種事業

$$(5) \times \frac{23,837,800円 - 1,631,100円 + 764,200円}{28,457,700円} = 18,420,179円 \rightarrow 18,420,000円$$

第3種事業

$$(5) \times \frac{5,486,800円}{28,457,700円} = 4,399,820円 \rightarrow 4,399,000円$$

3. 分割課税標準額

(1) 分割基準

A県 (物品販売業) 2人 [1]

B県 (コンサルタント業) 1人 $\times 2 = 2人 < 4人$ \therefore 著しい変動あり

$$\frac{1人 + 1人 + 4人 + 4人 + 4人 + 2人 + 2人 + 2人 + 2人 + 2人 + 1人 + 1人}{12}$$

$$= 2.16人 \rightarrow 3人 \quad [1]$$

B県 (駐車場業) 1人 [1]

C県(物品販売業) $4人 \times \frac{8}{12} = 2.6人 \rightarrow 3人$ [1]

C県(飲食店業) $4人 \times \frac{9}{12} = 3人$ [1]

A県 2人

B県 $3人 + 1人 = 4人$

C県 $3人 + 3人 = 6人$

計 12人

(2) 分割課税標準額(それぞれ千円未満切捨)

① 第1種事業

A県 $18,420,000円 \times \frac{2人}{12人} = 3,070,000円$

B県 $18,420,000円 \times \frac{4人}{12人} = 6,140,000円$

C県 $18,420,000円 \times \frac{6人}{12人} = 9,210,000円$

② 第3種事業

A県 $4,399,000円 \times \frac{2人}{12人} = 733,166円 \rightarrow 733,000円$

B県 $4,399,000円 \times \frac{4人}{12人} = 1,466,333円 \rightarrow 1,466,000円$

C県 $4,399,000円 \times \frac{6人}{12人} = 2,199,499円 \rightarrow 2,199,000円$

4. 事業税額の算出(それぞれ百円未満切捨)

(1) A県

第1種事業 $3,070,000円 \times \frac{5}{100} \times 1.05 = 161,175円 \rightarrow 161,100円$

第3種事業 $733,000円 \times \frac{5}{100} \times 1.05 = 38,482円 \rightarrow 38,400円$

合計 199,500円

(2) B県

第1種事業 $6,140,000円 \times \frac{5}{100} \times 1.1 = 337,700円$ [2]

第3種事業 $1,466,000円 \times \frac{5}{100} \times 1.1 = 80,630円 \rightarrow 80,600円$

合計 418,300円

(3) C県

第1種事業 $9,210,000円 \times \frac{5}{100} \times = 460,500円$

第3種事業 $2,199,000円 \times \frac{5}{100} \times = 109,950円 \rightarrow 109,900円$

合計 570,400円

○各県に納付すべき事業税額

A県	199,500円 [2]
B県	418,300円 [2]
C県	570,400円 [2]

●合否のポイント

今回の本試験は、「第一問」理論問題（配点50点）として（問1）（配点30点）では、法人事業税における手続規定のうち、(1)確定申告に係る申告納付期限の延長制度及び(2)いわゆる地方税における電子申告制度と一定の事情があった場合の特例が、（問2）（配点20点）では、法人事業税における食料品の製造業を行う法人の付加価値割額の算定について説明する内容が応用・事例問題の形式で出題された。

〔第一問〕（問1）は、(1)及び(2)の論点について、その内容を理解しているかを問う出題であった。

〔第一問〕（問2）は、外形対象法人の付加価値割額の算定について記述する問題で(1)特定内国法人の論点を含めた付加価値割の課税標準の算定と(2)新設した事業所等を含めた分割基準の処理と(3)制限税率を含めた税率について、それぞれ理解しているかを問う出題であった。

〔第一問〕（問1）については、多くの受験生にとって想定外の問題であったと思われる。

(2)のいわゆる地方税の電子申告制度を除き、(1)の申告納付期限の延長制度については、TACの各講義においてその内容を確認してきた問題である。したがって各講義等を十分こなし、しっかりした準備を整えた受講生ならば正確な記載ができなくてもある程度の得点が重ねられる問題であろう。

〔第一問〕（問2）については、解答用紙の関係もあり想定される時間内での解答を作成すること（概要などまとめの作業）に時間が掛かり、また苦手としている出題形式であったため、思ったように解答できない受験生もいたのではないかと考えられる。

〔第一問〕の理論問題全体として50分程度で合格レベルの解答を作成して欲しい。

一方〔第二問〕（配点50点）の計算問題については、（問1）（配点25点）が小売電気事業を行う法人の税額算定問題と（問2）（配点25点）物品販売業、飲食店業その他の事業を行う個人の税額算定問題の2題の形式で出題された。

（問1）については、小売電気事業の課税方式（収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額が課される。）を論点として各課税標準及び分割基準について正確な処理が求められる問題であった。

「収入金額における控除すべき金額」、「報酬給与額」など、各受験生が見落としやすく苦手とする論点が網羅され、難易度が高い内容が出題された。

（問2）については、比較的平易な内容であったが、青色事業専従者控除額や各種控除の論点に注意を要する出題であった。

いずれの問題も①課税標準の算定と②分割基準を主な論点とする出題であるため「全国公開模試」や「実力完成答練第1回、第2回、第3回、第4回」で出題した内容をベースとして解答を作成することが求められる。

基礎マスター・上級コースであれ、速修コースであれ、各種課題をしっかりこなしていれば、課税標準の総額の算定にしろ、分割基準の算定にしろ、比較的平易な内容の論点も多く、着実に得点を重ねた受験生もいたと思われるが、理論及び計算を含め、問題量やその解答量の多さから、思ったように解答作成ができなかった受験生もいるのではないかと。

慎重に解答すれば高得点ものぞめる計算問題ではあるが、各受験生の基礎的な実力が問われる内容であった。

理論問題とのかね合いもあるが70分程度で合格レベルの解答を作成して欲しい。

●合格ライン

〔第一問〕

（問1）

(1)確定申告に係る申告納付期限の延長制度について概要程度でもよいので点を得て欲しい。(2)いわゆる地方税における電子申告制度については、各受験生にとって想定外の出題だったと思われる。

〔第一問〕（問1）全体として、合格ラインは8点程度と予想される。

（問2）

分割法人を前提とした付加価値割額の算定方法を問う出題であった。

このような総合理論・事例問題の出題は、各受験生が必ずしも得意とする形式ではないため、細かい部分まで記述することはできなかつたと思われるが、①特定内国法人の場合、②派遣労働者がいる場合、③製造業の分割基準の処理、④付加価値割の税率について、各論点を網羅した解答が必要となると考えられる。

採点する際に用意される実際の解答は、解答用紙の枚数を考慮すると、各論点の規定については概要程度の内容であることも想定される。

〔第一問〕問2全体として、合格ラインは8点から12点と予想される。

〔第二問〕

(問1)は、小売電気事業を行っている法人の税額算定問題であり、①各課税標準の調整と②分割基準について正確な処理が求められる問題であった。

(問2)は、個人事業税の税額算定問題であり、①青色事業専従者控除額の処理と②各種控除の処理について確実な処理が求められる問題であった。

今回の出題内容は受験生にとって(問1)は必ずしも十分な準備ができなかった問題であったと考えられる。一方、(問2)は十分準備を整えて臨んだ受講生も多いと思われるが、資料の読み取りに時間がかかったものと考えられる。

しかしながら、今まで様々な形式の答練、実力テスト、上級演習及その他の計算問題を実施していることから、TAC受講生のなかには(問1)及び(問2)を通じて、着実に得点を重ねられた受講生もいたのではないだろうか。

ただし、両問題を通じて解答内容が多いことから①課税標準額の総額算定、②分割基準の処理、③税率等の読み飛ばしやケアレスミスに注意が必要である。

以上の点を考慮すると合格ラインは(問1)が22点前後、(問2)が19点から25点と考えられる。

〔第一問〕が合計で16点～20点、〔第二問〕が合計で40点～46点、合計60点がボーダーラインであり、65点以上が合格有望と考えられる。

●税理士試験後の受験プランニング

TAC 配点での得点	答練等での成績	次年度のコース選択案
55 点以上	—	次の科目に進みましょう。
40 点～54 点	平均点以上	次の科目に進むことをおすすめします。なお、不安な方は「基礎マスター＋上級コース」で実力維持も図りましょう。
	平均点未満	「基礎マスター＋上級コース」で基本項目の再確認を行いましょう。
39 点以下	—	「基礎マスター＋上級コース」で基本項目の再確認を行いましょう。



夏の税理士オンライン特別セミナー

～簿記・財表・法人・所得・相続・消費～ 科目別攻略 Zoom セミナー

要予約

※各セミナー
先着 400 名まで

Zoomでライブ配信！ 予約はこちらから

https://www.tac-school.co.jp/kouza_zeiri/zeiri_summersemi.html



税理士試験は科目ごとに出題傾向が大きく異なるため、TACでは科目別に「合格戦略」を立てて教材・カリキュラムを制作し、それに則して講義を展開しています。当 Zoom セミナーでは、簿記・財表・法人・所得・相続・消費の6科目について、各科目の学習内容、試験傾向、学習上のポイント等を担当講師が解説するとともに、8月～9月に開講する各コースについてご案内します。また、セミナー終了後には、ZoomのQ&A機能を使用した質疑応答も行います。当セミナーで疑問や不安を解消して、スムーズに学習をスタートさせましょう！

セミナー内容

- 科目の特徴(学習内容・試験傾向・学習上のポイント)
- 8月～9月入学コースの紹介
- 質疑応答

こんな方に オススメ

- はじめて該当科目を学習される方
- 科目選択や受講するコースをお悩みの方
- 該当科目の学習にあたって疑問や不安をお持ちの方

●開催日時及び担当講師

簿記論	財務諸表論	法人税法
8/18 (日) 10:00～11:00  河井 翔太 講師	8/17 (土) 10:00～11:00  渡辺 俊宏 講師	8/22 (木) 19:30～20:30  松田 好孝 講師
所得税法	相続税法	消費税法
8/20 (火) 19:30～20:30  信澤 奈津美 講師	8/25 (日) 10:00～11:00  阿部 史生 講師	8/19 (月) 19:30～20:30  二宮 良之 講師

※質疑応答の状況によっては、セミナー時間を30分程度延長する場合があります。

～酒税・固定・事業・住民・国徴～ ミニ税法徹底比較！

TAC 税理士講座ホームページで 配信！

https://www.tac-school.co.jp/kouza_zeiri/zeiri_summersemi.html



ミニ税法(酒税法・固定資産税・事業税・住民税・国税徴収法)は、試験科目の中でも比較的学習ボリュームが少ない科目です。当セミナーでは、各科目の学習内容や試験傾向、学習上のポイントを解説し、徹底比較します。科目選択で迷われている方は必見です！

セミナー内容

- ミニ税法5科目のオススメポイント
- 科目選択の判断方法

こんな方に オススメ

- 9月からミニ税法の学習を検討されている方
- 科目選択で迷われている方

セミナー担当講師

TAC 税理士講座講師
固定資産税

松葉 貴

配信予定:

8/9(金)～



～今が最前線！～ この夏の就活最新データ分析

要予約

※先着 400 名まで

Zoomでライブ配信！ 予約はこちらから

https://www.tac-school.co.jp/kouza_zeiri/zeiri_summersemi.html



税理士試験が終わって1週間。今が、会計業界就活最前線です！「この夏の就活にはどんな変化が起こっているのか？」「今からでも間に合う、効果的な対策は？」などについて、夏の就職説明会の最新データから紐解いていきます。他業界に比べて変化の激しい会計業界。最新の情報収集が就職活動の勝負を決めます。今まさに就職活動中の方も、これからという方も、ぜひご覧いただきたい内容です！

セミナー内容

- 2024年の夏の就職説明会の傾向分析
- 今からでも間に合う効果的な対策
- 質疑応答

こんな方に オススメ

- 最新の会計業界の情報を知りたい方
- これから就職活動を行う際のポイントを知りたい方

セミナー担当講師

TAC プロフェッションバンク
人材コンサルタント

小倉 亮介

開催日時:

8/13(火) 19:30～20:30



本試験の振り返りが 次のスタートに生きる!

8/12(月)
12:00より
公開予定!

①本試験後の
「受験プランニング」

②第74回税理士試験
「解答解説会」Web配信

※要申込

https://www.tac-school.co.jp/kouza_zeiri/sokuhou.html



■TACのサービスをご紹介

デジタル教材

デジタル教材を活用してスマート学習!



1
移動などのスキマ時間の
学習効率UP

電車の中や外出先でも
教材を広げることなく学習できる!



2
スマホやタブレットで
教材を持ち運び

デジタル教材ならたくさんの教材を持ち運ばず、
スマホやタブレット1台で楽々持ち運び!



3
便利機能も充実

キーワード検索やマーカー機能、
メモ書き機能で暗記箇所などをポイント学習!



アウトプット教材のPDFデータ提供拡充!

- ▶ミニテスト (問題・答案用紙)
- ▶トレーニング (問題・トレーニングシート)
- ▶実力テスト (答案用紙) 等

※TAC WEB SCHOOL内の「学習フォロー」より提供

https://www.tac-school.co.jp/kouza_zeiri/digital_kyouzai.html

